平成２５年（フ）第１５６５号
横浜市磯子区中原３丁目３番３号　メゾンリーモ201号
債務者　中村　友子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５６８号
横浜市港南区野庭町673番地　野庭住宅２棟106号
債務者　佐久間幸子
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６２２号
横浜市南区南吉田町２丁目17番地26　ライオンズマンション吉野町第２―304号
債務者　廣澤　孝美
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６２号
岡山市東区可知３丁目８番４―103号
債務者　濱　　照彦
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６９４号
東京都清瀬市旭が丘２丁目３番２―303号
債務者　有馬　　清
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月１日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６９７号
東京都武蔵村山市残堀４丁目140番地の16
債務者　石川恵理子
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月１日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３９８号
静岡県浜松市中区曳馬２丁目15番15号　にこにこ館102号、前住所静岡県浜松市中区鴨江２丁目35番21号
債務者　新村　雅洋
1　決定年月日時　平成25年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月１日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第４１３号
静岡県浜松市南区寺脇町434番地　メゾングレイス302、前住所静岡県浜松市南区遠州浜１丁目20番６―５号
債務者　笛田マリザこと　フエタマリザデジェズスバルボーザ
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月１日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第３６７号
栃木県宇都宮市野沢町102番地１　県営野沢住宅14号棟13号室
債務者　福井　政一
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３６８号
栃木県宇都宮市野沢町102番地１　県営野沢住宅14号棟13号室、前住所埼玉県所沢市東新井町127番地の２
債務者　福井　知子
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４０６号
栃木県宇都宮市峰１丁目24番11号
債務者　鈴木　宏侑
1　決定年月日時　平成25年９月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４１３号
栃木県佐野市会沢町420番地、前住所栃木県宇都宮市中河原町１番９号　サーパス中河原304号
債務者　飯塚　　登
1　決定年月日時　平成25年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４１４号
栃木県小山市大字雨ケ谷713番地５
債務者　富田　康之
1　決定年月日時　平成25年９月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４１５号
栃木県小山市大字雨ケ谷713番地５
債務者　渡邊久美子（旧姓富田）
1　決定年月日時　平成25年９月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４２８号
栃木県河内郡上三川町大字上三川4718番地１　グラバーティハイツ201、前住所栃木県河内郡上三川町しらさぎ１丁目３番地２　マリンハイツ105
債務者　船石　健二
1　決定年月日時　平成25年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係